

四條畷市森林整備に係る取組方針

令和3年3月
四條畷市

1 地域の森林の概要

・森林の現況について

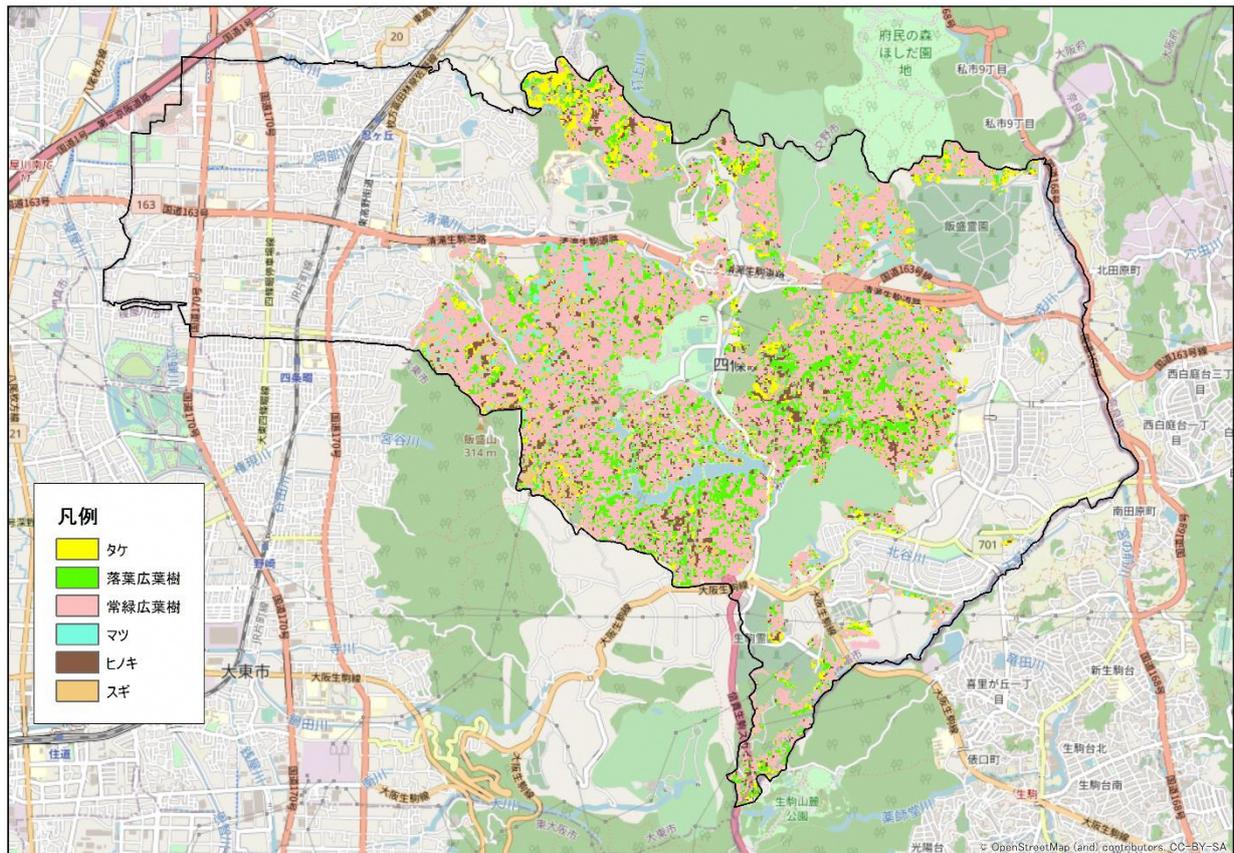
四條畷市は、大阪府の北東部に位置し、東部には生駒山系がある。市域面積は1874haで、うち森林面積は、734haで市域の40%を占めている。

森林の大部分はクヌギやコナラ等からなる天然林が主体となっており、スギやヒノキの人工林は一部の地域に限定されている。また、市全域が都市計画区域であり市街化区域が590haを占めるとともに、住宅開発や土石採取等の都市活動が森林に影響を与えていることから、本地域では林業の発展が見込めない一方、森林面積の94%が金剛生駒紀泉国定公園に指定されており、自然と触れ合える緑地としての機能を担っているほか、市街地が山麓部にまで及んでいることから山地災害の防止、景観や環境保全など重要な役割を果たしている。

・本市の森林整備施策について

こうしたことから、本市では、自然を育み保全しつつも市民と自然の共存により豊かな暮らしが実現できるよう、森林機能の保全と市民の憩いの場を提供することを目的として、森林の間伐や危険木の伐採などの森林整備による森林の公益的機能の向上、更には市民へ森林の大切さを理解してもらうため木材利用の普及啓発を行う。

2 四條畷市の林相図（森林整備指針の4区分）



※この区分図は、大阪府森林整備指針の「自然的条件」のみを反映したものです。

3 四條畷市が行う森林整備の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・意向調査について 市内森林の現状把握と分析を行い、整備の緊急性が高い箇所から森林所有者の調査を行う ・森林整備について 経営管理集積計画の策定が困難な人工林で、防災上等の理由から早期に整備が必要な森林については、森林環境譲与税を活用して、市が森林整備を行う。 特に、自然災害から暮らしを守る取組として、台風などで被害を受けた風倒木など、緊急性の高い危険木を中心に防災対策として森林整備を優先的に行う。 また、本市では竹林の管理不足により、周辺森林への拡大がみられることから、竹林の拡大防止対策についても、風倒被害の危険がある林班から順次行っていく。
--

【森林整備の今後5ヶ年の計画】

林班	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				意向調査の 事前準備	意向調査
3		竹林整備 0.40ha			
5		竹林整備 0.14ha			
4			危険木伐採 (ナラ枯れ枯損木) 0.14ha		
13			危険木伐採 (ナラ枯れ枯損木) 0.35ha		
9				危険木伐採 (ナラ枯れ枯損木) 0.23ha	
8				危険木伐採 (風倒木) 0.20ha	危険木伐採 (風倒木) 0.49ha

※令和4年度以降は、令和2・3年度の状況を見ながら、適宜、計画を見直す